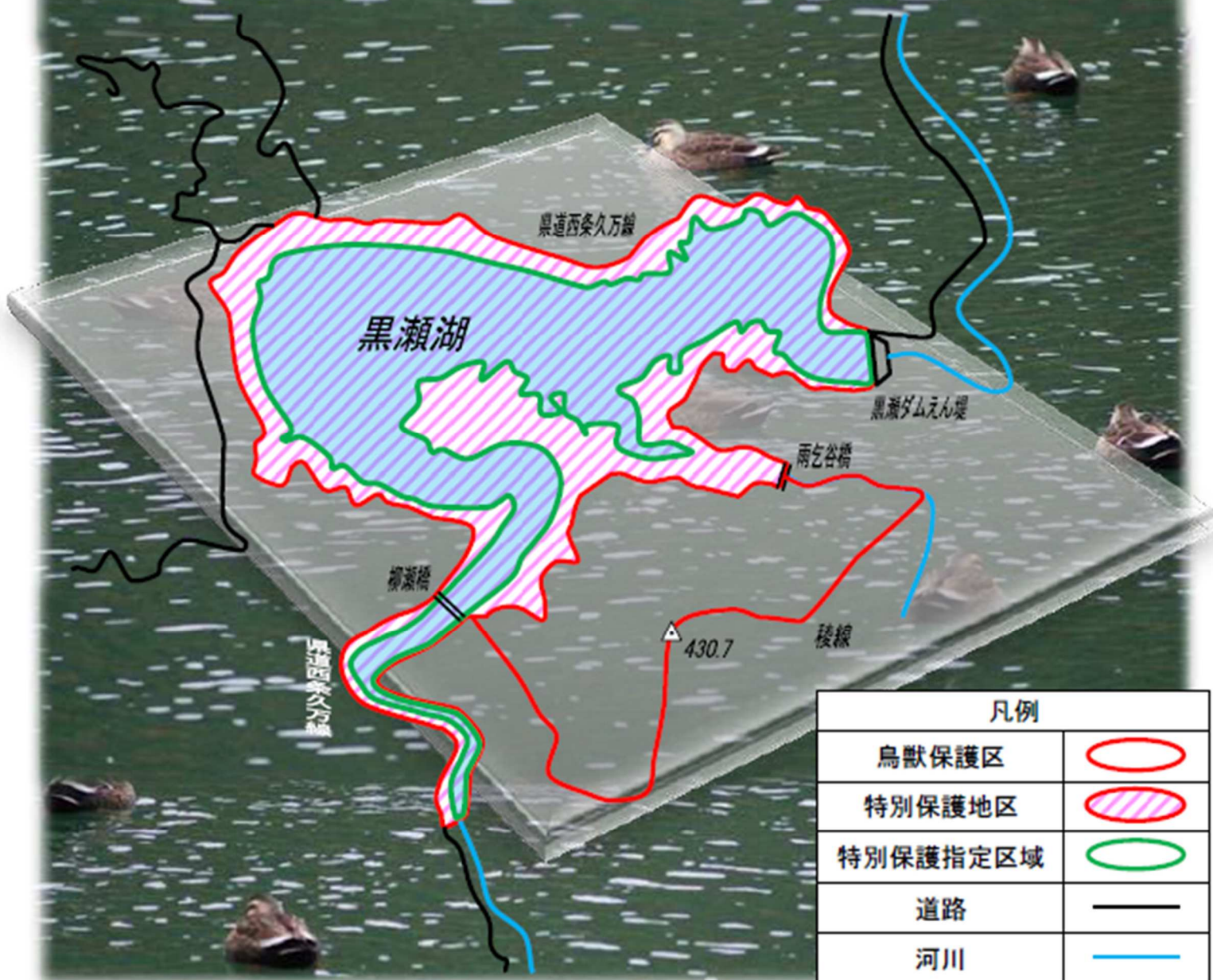


黒瀬ダム鳥獣保護区 特別保護指定区域

愛媛県では、黒瀬ダムがトモエガモ（準絶滅危惧）を含むカモ類の県内有数の飛来地であることから、これらの鳥類の保護を図るため、湖水面を特別保護指定区域に指定しました。





特別保護指定区域とは



鳥獣を保護し、鳥獣の生息環境を保全するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と関係法令に基づき、次の区域を指定しています。

◎鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止。

◎特別保護地区

建築物その他の工作物の新設、改築、増築や水面の埋立、木竹の伐採を規制。

◎特別保護指定区域

動力船の使用、植物の採取・損傷、動物の捕獲・殺傷、たき火、器具を使用したレクリエーションなどを規制。(ダムの管理のための行為を除く。)

※これらの行為には許可が必要です。
(違反した場合は、罰則があります。)



特別保護指定区域の期間

鳥獣保護区特別保護地区の存続期間のうち

毎年 10月1日 から 翌年の3月31日 まで



トモエガモ



全長 40cm。雄の顔には黄白色と緑色のともえ模様の斑紋があり、胸は紫褐色で、胸側に白い縦線がある。背面は褐色がかった灰色で長い数枚の白色の飾り羽が目立つ。雌は全身褐色で黒い斑があり、嘴の根元に小白斑がある。冬鳥として渡来する。

トモエガモは県が作成するレッドデータブックで、準絶滅危惧(国が作成するレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類)に指定される希少なカモで、県内に渡来するトモエガモの多くが、黒瀬ダムで観察されています。

カモが安心して越冬できるように皆様のご協力をお願いします。

[問い合わせ先]

愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課

☎ 089 (912) 2365

写真提供：日本野鳥の会愛媛